

## 第 8 7 3 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 伊藤委員長, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 高橋教育長

### 4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田福利課長,  
鈴木教職員課長, 桂島参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
猪股施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,  
三浦参事兼生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 8 7 2 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 7 3 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 遠藤委員及び齋藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 5 教育長報告

- (1) 職員の交通事故に係る和解について
- (3) 県立高等学校における物損事故に係る和解について

### 6 議事

第 1 号議案 宮城県産業教育審議会専門員の人事について

委 員 長 5 教育長報告 (1) 及び (3) 並びに 6 議事の第 1 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。  
なお, 秘密会とする案件については, 9 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。  
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (2) 宮城県教育振興審議会への諮問について

(説明者: 教育長)

「宮城県教育振興審議会への諮問について, 御説明申し上げます。

資料は, 3 ページから 4 ページである。

「宮城県教育振興審議会」は, 教育振興審議会条例に基づき教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するため, 設置されたものである。

本県では, 教育施策を総合的かつ計画的に進めていくため, 平成 2 2 年 3 月に「宮城県教育振興基本計画」を策定し, 本県教育の振興を図ってきたが, このたび, 当該計画の後継計画となる「第 2 期宮城県教育振興基本計画」の策定に当たり, 知事及び教育委員会の連名で審議会に諮問するものである。

諮問の理由としては、別紙に記載のとおりであるが、教育振興基本計画の策定から5年以上が経過し、人口減少とそれに伴う少子高齢化が急速に進行するとともに、東日本大震災の発生等により、本県の子どもや社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、復興後を見据えた次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっている。

あわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「宮城県教育振興基本計画」と「宮城県震災復興計画」における目標や施策の根本となる方針を一体的に整理した「教育等の振興に関する施策の大綱」を、本年7月に知事が策定したところであり、改めて本県における教育施策の方向性等を示す必要があるものと考えている。

このようなことから、「宮城県教育振興基本計画」の後継計画として、教育の振興に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るため、本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、「第2期宮城県教育振興基本計画」の策定について、諮問するものである。

なお、当該計画の対象が、知事部局と教育委員会所管の事務事業を包含することから、知事と教育委員会の連名で諮問を行うものである。

また、本諮問案については、今月24日に開催される知事を本部長とする計画策定本部会議において決定される予定である。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | 質疑なし

## 10 課長等報告

### (1) 東日本大震災に伴う教職員の健康調査(第3回)の結果について

(説明者：福利課長)

東日本大震災に伴う教職員の健康調査の結果について、御報告申し上げます。

資料は、1ページの「速報版」と別冊資料の「概要版」である。

「速報版」については、11月10日に開催された「県教育委員会・市町村教育委員会懇話会」において報告した資料である。

2ページを御覧願いたい。

これまで行った3回の調査結果を一覧表にしているのので、参考としていただきたい。

本日は、別冊の概要版により主なものを御説明申し上げます。

別冊資料「東日本大震災に伴う教職員の健康調査(第3回)の結果について」概要版の1ページを御覧願いたい。

この調査は、東日本大震災に伴う教職員のメンタルヘルスケア対策の一環として、平成23年12月と平成25年6月に実施した調査に引き続き、3回目の健康調査を本年6月に実施したものである。ストレスの程度など36の調査項目により、県内公立学校の全教職員を対象に行ったものである。

はじめに、「3 調査結果」の「回答率」については84.2%で、18,859人中、15,884人から回答があった。

2ページを御覧願いたい。

資料中段の「震災時と現在の所属所の違い」については、一番下が県全体のグラフであるが、震災時と同じ所属所のままの教職員は、23.5%と少なくなる一方で、異動した教職員は61.3%となっている。また、震災後に採用された教職員は、13.9%となっている。

3ページを御覧願いたい。

「現在の状況」の「(1)業務量の状況」については、震災前の状況と比較したものである。上のグラフの一番下を御覧願いたい。県全体の半数(50%)が「変わらない」と回答したが、反面残りの半数近くが「増えた」と回答している。

一番下の圏域別のグラフを御覧願いたい。東部圏域では、第1回調査では、業務量が「大幅に増えた」または「増えた」と回答している割合が約3分の2となっていたが、第3回では約2分の1(56.2%)にまで減ってきている。なお、南三陸圏域では、今回の調査でも未だ約3分の2の教職員が「増えた」と回答し

ている。

4 ページを御覧願いたい。

「(2) 震災関連業務の従事状況」について、2 回目以降は、震災関連業務に従事しない教職員が増加してきており、震災関連業務が落ち着いてきていることが窺える。

一番下のグラフを見ると、「震災関連業務に従事なし」という第3 回目の回答が、ほとんどの圏域で増加しており、一番右の県全体で約7 割となっている。しかし、南三陸圏域だけは、2 分の1 を超える教職員が、未だに震災関連業務に従事していることが分かる。

5 ページを御覧願いたい。

「現在の健康状態」の「(1) 体調」について、約8 割の教職員が「良い」または「普通」と回答している。一番下のグラフを見ると「あまり良くない」または「悪い」と回答している教職員の割合は、全ての圏域で前回より減少しており、改善傾向にあることが分かる。

6 ページを御覧願いたい。

「(2) 睡眠」について、約8 割の教職員が「よく眠れる」または「だいたい眠れる」と回答している。一番下の圏域別グラフを見ると、東部圏域(20.4%→21.2%)だけ、「眠れない」「あまり眠れない」を合わせた割合がやや増加したが、県全体では改善傾向にあることが窺える。

8 ページを御覧願いたい。

「(4) ストレス」の「①ストレスの程度」について、9 ページの一番上のグラフを御覧願いたい。ストレスの程度が、「大変強く」「強く」感じている割合は、前回より若干減少している。「あまり感じていない」割合が若干大きくなり、やや改善傾向にあることが窺える。

10 ページを御覧願いたい。

「②ストレスの原因」については、11 ページの上のグラフを見ると、原因別の多忙・業務量の増大、勤務内容の変化、家族の問題など上位の項目は前回と同様の傾向となっている。

原因別の下から5 つ目以降の項目の「家屋・家財の物的被害」「地震・余震」「原子力発電所事故」といった震災関連の項目が大きく減少してきているのが窺える。

下のグラフは、一番のストレスが、「震災と関連があるかどうか」の回答であるが、各圏域で大きく減少してきており、ストレスの原因が震災関連業務から本来業務に移行していることが分かる。

13 ページを御覧願いたい。

「(5) 仕事」については、この一年、仕事について「楽しい・嬉しいと感じたことがある」と回答した教職員は、一番下のグラフを見ると各圏域で前回より増加しており、改善傾向が見られる。その中でも一番割合が大きかったのは、南三陸圏域で、震災から業務量は増えている中、多くの教職員がやりがいをもって仕事をしていることが窺える。

14 ページを御覧願いたい。

「メンタルヘルスの状況」の「(1) 精神健康全般に関するチェック」である。

15 ページ上段のグラフを御覧願いたい。3 回の推移を示しているが、セルフケアで対応可能とされる「心配ない(レベル1)」及び「注意が必要(レベル2)」が増加しており、改善傾向が見られる。「かなり注意(レベル3)」「要注意(レベル4)」を合わせると約1 割となっており、3 回ともほぼ変化はない。

16 ページを御覧願いたい。

続いて、「(2) 仕事に関するチェック(バーンアウト)」～燃えつき症候群～についてである。

17 ページの上段のグラフを御覧願いたい。

セルフケアで対応可能とされる「心配ない(レベル1)」と「注意が必要(レベル2)」が増加して、改善傾向が見られる。「要注意(レベル3)」は、前回より若干減少している。

18 ページを御覧願いたい。上段のグラフは「個別面談の希望」である。

14 ページと17 ページで御覧いただいたが、「精神健康全般に関するチェック(P14)」では約1 割、「仕事に関するチェック(バーンアウト)(P17)」では約2 割の教職員がいわゆる「要注意」者であったが、個別面談の希望者は1 %台に止まっている。

20 ページを御覧願いたい。

「4 調査結果の概要及び考察」である。(4)のまとめを御覧願いたい。

今回の調査結果から、教職員の健康状態は、概ね改善傾向が見られる。

震災から年月が経ち、教職員の業務の従事内容、ストレスの原因が震災関連項目から本来の業務に変化してきていることが、前回からさらに顕著になっていることが分かってきた。

また、学校現場では、業務量が増え多忙感を感じている教職員も少なからずいるが、一方でやりがいをもって仕事をしている教職員も多くいることが、調査結果から読み取れる。

精神健康全般に関するチェック及び仕事に関するチェックでは、改善傾向にあることが分かったが、前回に比べ「注意」「要注意」の割合にほぼ変化がないことから、教職員の心身の健康保持を図るため、引き続きメンタルヘルスケア対策を実施し、教職員の心身のケアに努めていく必要が認められる。

なお、専門機関等の相談など支援が必要な教職員と個別面談の希望者に乖離があるため、所属長等による面談など管理監督者によるケアが引き続き重要であると考えている。

21ページを御覧願いたい。

「5 健康調査後の支援」であるが、「精神健康全般に関するチェック」と「仕事に関するチェック」の結果を、回答した教職員各個人あてに送付した。併せて「メンタルヘルス相談」の日程表と「こころの不調に関する相談先」を送付し、セルフチェックによる健康管理を促したところ、毎月県内で3回実施しているメンタルヘルス個別面談の予約件数が増加したところである。

また、教職員の心身の健康管理を維持するため、記載の取組を引き続き実施してまいらる。

最後に、福利課としては、今後も市町村教育委員会、公立学校共済組合と連携して、引き続き教職員の心身の健康保持を図るため、メンタルヘルス対策を強化し、心身のケアを支援する事業に取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長

別冊資料20ページの「(4)まとめ」については、大変分かりやすく総括されていると思う。「精神健康全般や仕事に関するチェックでは、改善傾向はうかがえるが、『注意』『要注意』の割合にほぼ変化がない」とあるが、恐らく同じ人が引きずっている傾向があるのではないかと。支援が必要な教職員数と個別面談の希望者数には、かなりの乖離が見られる。校長先生や教頭先生に相談しにくいような雰囲気はないのか。子どもたちは元気のいい先生からしかパワーを受け取れないと思うので、相談しやすい環境をつくることが大変重要であると思う。

福利課長

各県立学校には衛生委員会が設置されており、その中で健康管理医等から職場環境や風通しの良い職場についての、話しをいただいている学校が多いと思う。また管理職研修やメンタルヘルス研修でも、風通しの良い職場の話しをいただいている。

奈須野委員

別冊資料10ページの「②ストレスの原因」については、選択肢として「多忙・業務量の増大」などといった項目があり、選択してもらっているのか。

福利課長

項目の中から選択してもらっている。

奈須野委員

今回の調査結果から、多忙や業務量が増大している原因まで把握しているか。

福利課長

今回の調査では、原因まで特定できていない。

奈須野委員

このような調査では、常に「多忙・業務量の増大」が上位を占めると思うが、こうした対策は学校現場と我々が一緒に取り組まなければならないと思う。今後、そうした聞き取り調査などの予定はあるのか。

教職員課長

今回の調査については、福利課長が御説明したとおり多忙の原因は把握していない。しかし最近、文科省で業務実態調査を行っており、その中で教員の負担感が大きい項目は3つある。1点目は国や教育委員会からの調査・アンケートへの対応。2点目は研修の報告に関する作成作業。3点目は保護者や地域からの要望・苦情への対応などが比較的負担感が多いという状況である。

国や教育委員会からの調査・アンケートの対応については、県教委としては東日本大

震災以降、児童生徒の心のケアなど学校現場での復旧復興に注力してもらうために、できる限り調査・照会を廃止している。具体的には、23年度には140件の調査等があったが、25年度は110件と30件程の調査等を廃止している。

調査にあたっては、年間計画を立てて周知し、できるだけ回答期限に余裕を持たせて行っている。一方では、我々の教育行政を進める上では、経年変化等を調査するため必要とするデータもあるので、できる限り負担感、多忙感を感じないように注意して行ってまいりたい。また、研修の報告については簡略化するなどの対策を講じてまいりたいと考えている。

齋藤委員

今回の調査結果で、震災以降の健康調査の経過が大変よく分かった。

1ページの「3 調査結果」の回答率については、年々減少している。特に、中学校は大きく減少しているが、特別支援学校は大きく増加している。この結果はどのように捉えているか。

福利課長

全体の回答率としては、前回から1.2%減少しており、年々減少している状況である。この調査は震災発生時に実施したものであるが、その後、震災対応業務が少なくなり落ち着いてきたため、アンケートの回答率が減少したのではないかと捉えている。

齋藤委員

反対に特別支援学校が増加している要因はどのように捉えているか。

福利課長

県立高校、特別支援学校の県立学校に対しては、事前に校長会等で健康調査の実施について説明する機会があり、管理職から声掛けをお願いしている。しかし、小中学校はそのような機会がなく文書のみでの周知であったため、教職員1人1人に周知が徹底されなかったのではないかと考えている。

遠藤委員

高等学校と特別支援学校が増加しているのは、そうした要因もあると思う。

福利課長

県立学校の校長先生からは声掛けをしていただいている。

遠藤委員

2ページ。「震災時と現在の所属所の違い」について、現所属所と同じが23.5%となっており大半の先生方が異動されたと思う。これまでずっと教育事務所単位で調査を行ってきたが、震災時から異動していない教職員の意見を取り出して調査する必要もあるのではないかと思う。南三陸や東部管内の先生方の業務量は、震災関連で確実に増えており大変な思いをしていると思う。今回は教育事務所管内毎の調査結果を取りまとめているが、沿岸部等に限定するような視点はあったのか伺いたい。

福利課長

今回の調査では、15,000人分のアンケート調査を業者委託しており、委託の前提としてプライバシーは公表しないこととしている。委員から御指摘のあった点も大変重要な視点ではあるが、そうした部分まで分析できない状況である。

教育長

震災後から77%弱の教職員が異動しているが、異動した理由としては環境を変えることが本人にとってプラスになるケースも相当あったと思う。そうした意味では、現在内陸部に勤務している教職員の中にも、かなり疲れている方もいるかと思う。その一方、沿岸部で頑張ってやりがいを持って業務にあたっている方も多くいる。

全体の傾向としては、このように捉えているが、あくまでも今回の調査のポイントは、一人一人がどのような健康状態にあるかをフィードバックして、本人が気づかない部分の気づきの一助にして、必要な支援体制を構築していき、相談しやすい職場づくりを進めていくことを一番大きな目的としている。集計の仕方については、これまでの2回の調査結果を踏襲していくということでご理解いただきたい。

遠藤委員

健康状態が良くなったと回答している人が多くいることは、大変喜ばしい事である。一方、少数であるが「かなり注意」や「要注意」と回答している方は、約1割が固定的におり、3回の調査を通して同じような方達がいるということで、これは震災関連業務ではなく、通常業務についてどのように感じているかとの結果ではないかと思う。

メンタルヘルスも重要であるが、普段の仕事を楽しいと感じたり、やりがいを感じたりすることが大事であると思う。恐らく教員になった時はそうした思いで仕事に就いた

と思うので、初心を思い出すような方策や、日常業務の整理の仕方や進め方を指導するなど、そうした面での支援が必要な先生がいるのではないかと思う。研修ではメンタルだけでなく、具体的な仕事の進め方など管理職の支援を呼びかけても良いのではないかと思うがどうか。

教職員課長 管理職研修については、共通の校長研修を行っている。その中では、過重労働セミナーとして職員に対してのメンタルヘルスなどの研修を行っている。一方、管理職マネジメント研修の中では、いかに所属職員がやりがいを持って、やる気を持って仕事をしてもらうかとの観点からの研修も取り入れているので、そうした研修をもう少し重視するようこれから検討してまいりたいと考えている。

佐竹委員 遠藤委員からも意見があったが、約1割の先生はかなり注意が必要な状況であると思う。今回の調査に係る個人へのケアとしては、調査結果とメンタルヘルス相談日程表、相談先の案内を一緒に通知しているとあるが、各学校ではケアが必要な人数は把握しているのか。

福利課長 この調査は県全体の傾向を分析しているもので、所属毎に分析は行っていない。よって各所属でもケアの必要な人数は把握していない。

佐竹委員 あくまでも自己管理、自己責任ということか。

教育長 今回の調査は、あくまでも個人に対して行ったものであり、その個人データを集計したものが今回の調査結果である。それを沿岸部と内陸部に分けたり、学校別に分けたりすることはできないものである。

よって、校長先生は自分の学校にどのくらいケアを必要とする人がいるか、本人からの相談がないと把握できないので、今回の調査結果を学校で参考にしていただきたいと考えている。全体の割合からすると、自分の学校にも1割程度はそうしたケアを必要とする人がいるかも知れないと捉えていただき、職員の健康状態や心の状態にも常に注意を払い、相談しやすく、話しやすい雰囲気を作るよう心がけていただくよう、私からも改めてお願いしたいと考えている。

佐竹委員 沿岸部に限らず、約1割の先生が自己申告により体調不良を訴えているが、その1割の先生に子ども達が教えてもらっているということである。体調が悪く苦しい立場で隠しながら押さえながら、子どもたちと向き合うということは教えられる側にとっても良くないことである。

家庭では親の調子が悪いと子供にも波及するように、学校の中では先生方の志気ややる気も生徒たちに波及することとなると思う。

ただ今、教育長から説明があったとおり、校長、教頭などの管理職には、約1割は何らかのケアが必要な先生がいるという感覚で、声掛けを行いケアリングしていただく環境を作ることは大変重要なことであると思う。個人だから言えるところもあると思うので、言えないで苦しんでいる先生方に心と目を配り、声掛けするなどのケアリングがきちんとできるような管理体制をとっていただきたい。

3回の調査で体調不良を訴えている先生方は変わっていないと思うので、少しずつでも改善していただきたい。

やる気や喜びを感じた事のない先生、その先生に教えられる子供達、そうした先生を抱えている校長先生達も悲しいと思うので、全ての先生のケアができるような高い目標を持って、声掛けなどして初心に戻って志高く楽しい毎日を送れるよう、生徒達と笑って過ごせるような風通しの良い職場の環境づくりを、今回の調査を機会に意識を新たにして取り組んでいただきたい。

福利課長 委員御指摘のとおり、我々としても十分に感じているところである。今後、各圏域で開催される小中学校校長会などを訪問して、十分な説明をする時間をいただくこととしている。

佐竹委員 他人事ではなく自分の周囲でも起きていると認識していただくよう、重ねてお願いしていただきたい。子供達の元気の源は、先生方の元気であると思うのでぜひ願います。

教職員課長 委員御指摘のとおり、楽しい嬉しいと感じたことがない教職員がいるのは、教職員課としても非常に問題であると考えている。

今回の調査ではないが、一昨年、OECD（経済協力開発機構）でTALISという国際教員指導環境調査を行った。その調査項目の中で「もう一度仕事を選べるとしたら教員になりたい」、「全体としてはこの仕事に満足している」の満足度は、本県に限ったことではないが他の外国と比べると低くなっている。

その調査結果を分析して、どうしたら教員の満足感・意欲が向上するかを見ると、教員間で協力・共同して仕事をすると、満足感が上がることが分かっている。もう一つは、他の教員とコミュニケーションをとりながら仕事をすると、満足感が高まるとの結果が出ている。

先ほど福利課長が御説明したとおり、風通しの良い職場作りが重要であるという事は国際調査でも出ている。福利課からも管理職に対して指導は行うとの御説明であったが、我々としても今回の調査結果やタリスの調査も踏まえ、管理職員研修や指導・助言を通じて、風通しの良い職場作り、コミュニケーション、協力・共同が教職員全員できるような、職場環境作りを徹底していきたいと考えている。

佐竹委員 とても素晴らしいことであると思う。是非そうなっていただきたいと思う。

先日の総合教育会議でも話したように、話しやすい地域、職場作り、声掛けが不可欠であると思うので、まずは何から出来るのか、生徒達だけに言うのではなく、自分達が声掛けしよう、挨拶をしよう、話し合う環境を作ろうと、先生方が子供達に教えるように、先生方も実行に移していただきたいと思う。

## （２）平成２８年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果及び臨時選考の実施について

（説明者：教職員課長）

平成２８年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の結果及び臨時選考の実施について、御報告申し上げます。

資料は３ページ及び別冊の「平成２８年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者臨時選考要項」である。資料３ページを御覧願いたい。

はじめに、「１ 実施概況」についてであるが、１次選考は７月２５日（土）、２６日（日）の両日にわたって、県内の公立小学校、高等学校、及びお茶の水女子大学を会場に実施した。出願者数は３，６５６名で、昨年度よりも２３８名減少しているが、ペーパーテストだけではなくより人物を重視した選考を行うため、昨年度とほぼ同じ１，２７８名を１次合格とした。

２次選考については、予定されていた９月１１日（金）に荒天、交通障害が発生し、日程を１５日（火）に延期したが、９月１２日（土）から１５日（火）にかけて、宮城県総合教育センターおよび仙台市教育センターを会場に大きな混乱もなく実施した。

次に「２ 今年度選考の特徴」についてであるが、選考の結果、過去１０年で最多となった昨年度に次ぐ６５１名を名簿登載した。このうち他県の現職教員及び講師の占める割合は５３．８％で、より即戦力として活躍が期待できる人材を確保することができたと考えている。

次に「３ 名簿登載者数」についてであるが、校種ごとの名簿登載者数は、小学校２９５名、中学校１６５名、中・高７５名、高等学校７０名、養護教諭３２名、栄養教諭１４名となっている。このうち、教職経験者特別選考による受験者の中で名簿登載された者は１４１名で、名簿登載者全体に占める割合は２１．６％となっている。また、名簿登載者の男女比は、男子３０７名、女子３４４名でおおむね１：１となっている。

なお、資料の中・高の欄についてであるが、保健体育・音楽・美術・家庭の各教科については中学校・高等学校の区別なく名簿登載を行い、採用配置の段階で中学校・高等学校に区分する仕組みになっているため、合計数を記載している。

最後に、「4 今後の取組」についてであるが、名簿登載者に対しては、採用までの過ごし方や教員としての心構えをより深め、4月から教壇に立って宮城の有意な人材の育成にあたる自覚を高めてもらうために、来年1月に情報交換会を開催する。また、来年度の選考に向けて、意欲のあるより優秀な人材を確保するとともに、出願者数確保のため、12月から東北地区はもとより、関東圏の大学においても積極的に説明会を開催してまいる。

なお、別冊資料として調理師資格を有する高等学校・家庭科教員の臨時選考についても、配付しているので後ほど御覧願いたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長 資料3ページの「2 今年度選考試験の特徴」については、大変良い事であると思う。  
①で「名簿登載者数に占める他県現職および講師経験者の割合は53.8%で、即戦力となり得る」と記載されている。確か、昨年度も5割はこうした方々が占めていたと記憶しているが、ここ数年、このような経験者や他県の現職は、概ね5割前後で推移しているとの見方でよいか。

教職員課長 基本的には、ここ数年は概ね5割前後で推移している。

遠藤委員 今回の選考とは直接は関係ないが、学校現場には多くの講師の人達がおおり、初任者研修のような研修を受けずに、担任や教科担当したりしている方が多くいる。研修の機会に恵まれないということで、学校現場ではそれも問題であると思う。校内研修しか受ける事が出来ないということで、もう少し豊かな研修を受講させた上で経験を積ませたいと思う。この53.8%には、本県の講師も当然含まれていると思うが、現場にいる講師に対する研修などを増やした事例などがあれば伺いたい。

教職員課長 総合教育センターでは、通常のセンター研修や初任者研修、10年研修の法定研修以外にも、土曜日に公開講座のようなものを開設している。そこに講師を対象にした講座を昨年度開設したが、受講者数があまり集まらないため今年度は開設していない。

委員御指摘のとおり、その講師が担任となって仕事をしている現状はあるので、我々としても課題であると考えており、総合教育センターと宮教大、その他にも色々と大学に対してお願いをして、講師だけではなく若手教員を対象とした講座を開設できないか、働きかけをしている状況である。

遠藤委員 何らかの形で初任者研修ほど手厚くなくても、研修の機会でも客観的に自分を見る機会があればと考えていた。

齋藤委員 講師経験者、他県現職の方が5割を超える採用となると、実際の学校現場にいる教職員の年齢構成は、若い人が少なくなっているなどの問題はないのか。

教職員課長 現在の全体的な職員の年齢構成は、山が2つあるような感じで、30代、40代辺りの層が薄い状態になりつつある。だんだん退職者が増えていく傾向にあり、徐々に山が右に移動するのに合わせて、若い人が入ってくるということで、山が2つあるような状況になりつつあり、特に小・中学校に顕著な傾向が見られる。

教 育 長 ただいま課長から2つの山の形になりつつあるとの説明であったが、下の年齢の低い方の山は、20代前半が少なくなっている。しかし、学校現場の事を考えると、大学を卒業してすぐに教師になって、4月から担任を受け持つことになるので、保護者や児童生徒からの期待感を受けるといった現実がある。

一方では、講師を経験することで得られる経験や体験が、採用されたときに大きく生きてくるといった事がある。双方のプラスマイナスを考え合わせると、20代前半の数が減ったとしても20代中盤から後半の層が厚くなれば、それで十分対応出来るのではないかと考えている。そうしたことから、講師経験者が増えていくということは、今後も重視して対応してまいりたいと考えている。

奈須野委員 資料3ページの「4 今後の取り組み」の中で、(1)新規採用予定者情報交換会の

開催の内容について、全体会（講話）と分科会（校種別情報交換会）となっているが、講話や情報交換会の内容はどのような内容か伺いたい。

教職員課長

講話については、県庁の幹部等の方からお話しをいただいている。

分科会は校種別に集まり先輩の先生を囲んで、今後の不安や初任者の時はどのようなことを気にしていたかなど、座談会形式で行うことを考えている。

一昨年、佐竹委員からもう少し幅広い色々な人の意見を聞いたらどうかという御意見をいただいた。一昨年までは1回で同じ先輩からしか話を聞くことができなかったが、昨年からは前半・後半の2回に分けて、色々な先輩教員の声を聞けるような配慮をしながら開催をしている。

奈須野委員

現在、我々が抱えている大きな問題として、いじめや不登校などの問題があるが、採用されて配属されれば、初年度からも真剣に取り組んで行かなければならない。そうした教育課題について、新規採用予定者情報交換会の中で話をしたりする予定はあるか。

教職員課長

我々としては、まずは4月から採用されて働くにあたっての不安感を解消していきたいと考えている。その後、いじめや不登校などの教育課題については初任者研修でしっかりやってまいりたいと考えている。

佐竹委員

色々意見を取り入れていただきありがとうございます。先ほど遠藤委員も話したように、講師が担任を持つということが結構あるという現実であるが、土日の公開講座を開設しても人が来ないというのはどういうことだろう。

本県では講師の人数はどのくらい登録されているか伺いたい。

教職員課長

現在、常勤講師で働いている方は、県内の小学校で27年度は269名。中学校では226名。県立の中学校と高等学校で80名。特別支援学校では164名の方が働いている。この方達は必ずしも担任を持っているわけではない。

佐竹委員

これだけ多くの講師の先生方が現場で働いており、向き合う子供たちは職員と同じなので、講師に対する研修などのケアは大事であると思う。

子供たちにとっては、講師から学ぶ事もたくさんあると思うので、講師を対象にしたきちんとした研修を行わなくてもよいのか。公開講座の参加にしても自己責任的な感覚で良いのかと私は思う。

困った時には先輩教員や校長、教頭先生が、学校の中でサポートしてくれるかもしれないが、講師には講師なりの向き合い方もあると思うので、職員の先生方の考え方や働き掛けなどについて学ぶような機会が、1年に一度はあってもよいのではないか。

教職員課長

学校現場にはこれだけの人数の講師がいることは事実なので、講師に対して何も手を差し伸べなくてよいのかというところは、我々としても課題意識を持っている。

そこで、総合教育センターの土曜講座など開設して、講師に対してのアプローチをと考えていたところであるが、なかなか集まらなかったという状況である。

ほかには、市町村や各地区毎に個別の勉強会などを開催して、講師を育成していただいている。今後も講師の質をどのように確保していくかについて、検討していかなければならないと考えている。

教 育 長

講師の質の確保は大変重要な課題であり、常勤講師については課長から御説明申し上げたとおりであるが、さらに数多くの非常勤講師がいる。数多くの常勤講師、非常勤講師に対しては、まずは校内での研修を行っている。校長から勤務条件等についての説明や指示等があり、教科指導、生徒指導等の先生方から学校の現状や方向性、指導のポイントなどの説明がある。そうした形での校内研修を行っている。

また、義務教育であれば教育事務所ごとに講師に対して研修を行い、必要最低限の学校現場での知識や共通点を認識してもらうよう行っているところもある。しかし、全体としては十分とは言えないので、課長からも話が合ったように、さらに改善をしていかなければならないと課題意識を持っている。

しかし一方では、学校現場を離れることが多くなる、いわゆる初任者研修のような形で行うことは、講師の本来の形からするとなかなか難しい面もある。そうしたことから、一つの方法として土曜日の公開講座の活用を考えてきたところである。今後も土曜日の活用は必要と考えているが、講師個人の時間であり、また部活動等で学校業務に当たらなければならない事もあるので、こうした公開講座の募集方法については、工夫していかなければならないと考えている。

また、現在義務教育課では、授業の達人を録画して配信する授業を、来年度から始める準備をしている。そうしたネットを活用した研修も出来れば良いと思うので、色々なツールやチャンネルを通して、研修する環境を今よりも改善していくよう努力をしてまいりたい。

佐 竹 委 員

このような講座が行われる場合、部活動などで参加できない事もあると思うが、参加できるような環境を整えてあげられるような教育現場であって欲しいので、校長先生、教頭先生からも後押ししていただいて、少しでも意識向上に努めて、参加しやすい環境を作っていただきたいと思う。また、他の方々と一緒に講座を受講する事で、次の採用試験に向き合うための起爆剤になればとも思うので、是非そうした環境作りをお願いする。

### (3) 平成26年度における児童生徒の問題行動等に関する調査【いじめ】(宮城県分)の結果について (説明者：義務教育課長)

先日、文部科学省から公表された「児童生徒の問題行動等に関する調査・いじめ見直し調査結果」のうち、本県の児童生徒の状況について、御報告申し上げます。

資料は、4ページから6ページである。

資料4ページを御覧願いたい。

「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」までは記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」の「①いじめ認知件数・解消率・認知校数」であるが、小学校の認知件数は14,532件、中学校は、2,804件でいずれも前年度に比べて増加し、高等学校と特別支援学校は、減少している。認知校数については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、いずれの校種でも増加している。

次に解消率であるが、小学校、中学校、特別支援学校で98%を超え、前年度に比べて高くなっている。

次に、5ページの②いじめの態様を御覧願いたい。

全ての校種で「冷やかしかからかい等」が最も多くなっており、小学校と中学校では「軽くぶつかられたり、叩かれたり等」、高等学校と特別支援学校では、「仲間はずれ、集団による無視」が次に多くなっている。

また、中学校と高等学校では、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷」が多く、中学校が4番目、高等学校が3番目に多くなっている。

資料6ページを御覧願いたい。

最後に、「5 県教委としての対応」である。

今回の調査結果は、震災後4年目の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況を示すものであるが、全ての校種で認知校数が増加し、小・中学校では認知件数が増加している。これらは指導主事訪問における「いじめ問題等に係る話合い」等により、教員のいじめに対する意識が高まるとともに、各学校が「学校いじめ防止基本方針」に基づき、アンケート調査や面談を通してきめ細かな対応を行うことによって、比較的軽微ないじめも見逃さず、早期発見・早期対応に努めてきた成果であると考えている。そして、各学校の迅速で適切な対応が、小・中学校、特別支援学校での、いずれも98%を超える解消率につながっているものと捉えている。

多くのいじめの背景には、ストレスやコミュニケーション能力の不足があると思われるが、それらの要因の一つとして、震災以降、乳幼児期から厳しい養育環境が続いてきたことも考えられ、これまで以上にいじめをはじめとした問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応への取組の強化を促していかなければならないと考えている。

県教育委員会としては、いじめのない、全ての児童が「行きたくなる学校づくり」を目指し、次の3点に重点的に取り組んでまいり。

1点目としては、生徒指導を充実させる上からも「学力向上に向けた5つの提言」に基づいた「分かる授業」の実践を促していくことで、いじめを生まない学校づくりを推進してまいり。また、「いじめ問題を考えるフォーラム」のように、児童生徒が自ら、いじめ根絶のためにできることを考え、話し合う場を設ける取組を市町村教育委員会と協力して推進してまいり。

2点目は実効性のある指導体制の構築である。各学校の「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを促し、学校が関係機関や保護者と連携して、チームで迅速かつ組織的に対応できるよう促してまいり。

3点目としては、指導主事学校訪問での「いじめ問題等に係る話合い」において、いじめた児童生徒とその保護者に対する対応なども含めた実践的な研修を実施し、教員の資質向上に努めてまいり。

県教育委員会としては、「いじめは決して許さない。」という決意を全ての教職員で改めて確認するとともに、今後、学校だけで解決しようとするのではなく、これまで以上に、学校・行政・地域と家庭が一体となって対応できるような体制づくりを構築し、市町村と連携して取組を強化するよう検討してまいり。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長

資料6ページの「いじめ問題への対応」の図は、ポイントが要約されており大変分かりやすくまとめられている。

いじめは巧妙になってきており、先生方も授業や教室の中で発見しにくい部分はあると思うが、気づいた時点で、先生1人で解決しようとせずに危機感を持って、主幹教諭や教頭、校長などに相談しやすい環境を学校全体で整えていくことが、最も被害を最小限に抑えるためには必要であると思う。そうした指導は教育委員会から各学校に指導がなされていると思うがいかがか。

義務教育課長

学校がチームとして機能する校内の体制整備について、指導主事の学校訪問等で指導・助言を行っている。指導主事訪問の際にいじめ問題に係る話合いを全教員で実施しており、少人数で対応等について議論しているところであり、教員の意識がそれによって高まっていると捉えている。その中で組織として対応する校内の体制整備についても議論しているところである。

教 育 長

指導主事訪問のあり方の見直しについては、極めて重要であると考えている。先日開催された市町村教育委員会教育長との懇話会でも説明したところであるが、校内研修としても教員自身の研修という意味でも、少人数で全員が困っている事、あるいは考えている事の話をする。そうしたコーディネーター役を指導主事が行う事によって、校内の風通しも良くなって来るし、それは教職員の健康調査の中でも話が出たが、話しやすい風通しの良い学校づくりにも繋がっていく。そうしたメリットがある。いじめをテーマにして先生方が考えている事を学校の中で自由に話せる環境を、指導主事訪問を通じて少しずつ構築してまいりたいと考えている。そうすることでいじめ問題に関して先生方の意識が高くなり、小さな事をしっかり取り上げて、適切に学校が組織として対応できる体制づくりに繋がっていくものと考えているので、来年直ぐには難しいとは思いますが、継続することによって全ての学校でそうした体制を整備していくように努力してまいり。

佐竹委員

6ページの実効性のある指導体制の生徒指導サポーター配置とあるが、どのような方々がサポーターとして位置づけられるのか。

高校教育課長

高校教育課で配置を進めているもので、生徒指導対策強化事業として位置付けしており、内容は大きく2つに分かれる。高校教育課には生徒指導アドバイザー2名を配置している。教員OBと警察OBの方々である。また各学校には、警察や教員などの様々な経験を有する方を生徒指導サポーターとして配置し、通常の教員とは別に授業などは持たずに、一日フリーで生徒指導等の業務に当たっていただいている。朝の登校指導からはじまり下校指導のところまで、校内巡回や問題発生時には高校教育課や関係機関との

連携役などの役割も行っている。希望する全ての学校に配置しているが、前年の実績などから、いじめや暴力など問題行動の多い学校にも、全て配置しているところである。

佐竹委員 生徒指導サポーターは県で登録をしているのか。

高校教育課長 生徒指導サポーターは非常勤職員であり、業務の性質上、学校からの推薦をいただきながら採用している。

佐竹委員 県で名簿登載を行い、名簿の中から配置を行っているのか。

高校教育課長 名簿登載は行っていない。

佐竹委員 問題が深刻化したときの支援チームの派遣については、生徒指導サポーターの方々を指すのか。

高校教育課長 高校には生徒指導サポーターやアドバイザーの他にも、臨床心理士（カウンセラー）やソーシャルワーカーなどの様々な専門職員を任用している。こちらは、ある程度名簿に登録をして、学校で問題行動が発生したときに、職業適性や専門性を勘案して複数人でチームを組んで学校に派遣し、問題解決にあたっていただいている。

佐竹委員 学校いじめ防止基本方針の点検と見直しの中で、「個人ノート」や「生活ノート」の活用とあるが、非常に重要であると思うが、学級担任が生徒とのやり取りを行っているということか。

義務教育課長 そのとおりである。

佐竹委員 個人ノートや生活ノートはどのくらいの頻度で行うのか。また規定などはあるのか。

義務教育課長 特に規定は設けていない。校長又は担任の判断で実施している。学校によっては生活ノートに悩み事を書いてもらったり、または基本的な生活習慣の確立を図ったりと有効に活用している。

教育長 課長から説明申し上げたとおりであるが、ノートを使うかどうかも含めて校長の判断としている。我々としてはこのような方法を勧めてはいるが、義務づけることはしていない。しかし月1回程度のアンケートはお願いしているところである。

佐竹委員 いじめだけでなく色々なアクシデントの早期発見の観点からも、こうしたノートは非常に重要であると思うので、義務付けるものではないが、できるだけ教員の負担にならない程度に継続していただきたい。教員のやりがいへの助力になるような活用の仕方を勘案し、具現化していただきたい。

教育長 このノートの取扱いは大変難しいと考えている。学校としてノートを各クラスで行う事となった場合、先生方がやらされていると感じると、生徒が書いてきた内容を良く見なくなってしまう。そうした意味では、学校として組織的に行ったり、担任が行うのも良いが、ノートをつける事が目的ではないので、そこを勘違いされてしまうと、忙しくてノートをしっかり見ることができなかつたとか、ノートには書かれていたのに対応できなかつたとなるのが一番良くないことであると思う。

こうしたことを含め、いじめ問題にどのように対応しているのか、今の対応が問題はないのか、どのような事が困っているのかなどのお話を、指導主事訪問の中で具体的に挙げていただき、生活ノートをつけているのであれば、どこが大事なのか再点検をしてみるといった作業を、我々としては行ってまいりたい。当然、学校の中でも点検は行うが、毎日の点検の中では見落としなども考えられるので、そうした部分を一つ一つ点検していくような作業を、教育委員会としては学校訪問を通して行ってまいりたいと考えている。

佐竹委員 先生が負担に思ってしまうと見落とす事もあるし、先生のメンタルを侵害することにもなるので、教育長から説明があつたとおり、助力できるところは助力して、うまく回るような形での助言を行っていただきたい。

遠藤委員 資料6ページのいじめ問題への対応は、重層的に取り組みが考えられており、非常に感心している。

いじめの解消率が98%以上という高い値となっている理由としては、子どもをよく見ているということではないかと思う。表の一番下の『学力向上に向けた5つの提言』に基づいた分かる授業の実践が基になっていると思う。

子どもが喜んで学んだり学習した事で褒められる機会があるのは、やはり授業である。学校の中で先生との時間が一番あり、面と向かってやりとりしているのは授業なので、問題が起きてからの対応も重要であるが、ベースとなる5つの提言が非常に重要であると思う。子ども達に志を持って学習していくことが大事だよと伝え、また、そのことを先生方1人1人が理解して、毎日の授業を作っていくことが基本であるということ強調していただきたい。

義務教育課長

一日の大半を費やす授業を充実させることは、生徒指導上からも重要であると考えている。学力向上に向けた5つの提言に基づいた分かる授業を実践して、いじめを生まない学校づくりを推進してまいりたい。例えば5つの提言を徹底するために、指導主事の学校訪問の際、指導案の中に5つの提言を盛り込んでいる実践もある。また5つの提言によって問題行動等の改善にも繋がるということ、様々な会議で校長をはじめとする教員にも啓発しているところである。どの学校でもどの学級でも、徹底して実践するよう指導・助言してまいりたい。

奈須野委員

いじめ問題が起きる中で、子どもたちの思いやる心や規範意識を育成する教育は、非常に大切であると思う。

いじめ問題は大変大きな問題であり、生徒が自死するようなケースが起きた場合、学校や教育委員会の対応が大きく取り上げられる。その上では、教員の対応力の向上が大変重要である。指導主事学校訪問による指導・助言の中で、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導についての実践的な研修とは、発見した段階からの具体的な対応の仕方や、少し進展した後の具体的な対応などケース毎の実践的な研修なのか伺いたい。

義務教育課長

いじめ問題に係る話し合いは3年前から実施しており、最初はいじめの認知に関する共通理解ということで始まったが、現在は被害者及び保護者の対応、更に加害者への対応の仕方、加害者の保護者への対応の仕方も研修して実践力を身に付けるように話し合いをすすめているところである。

教 育 長

具体的なケースで御説明すると、例えば、A君がいじめられてB君がいじめたとした場合、B君の保護者はいじめを認めないといったケースがある。色々な学校で同様のケースがあると思うが、その学校でいじめた加害者と保護者を指導する上で困っている事はないかと聞くと、色々なことが上げられる。全て上手くいっているということはないと思う。そうした困っているケースを上げてもらって、そのケースを共有されていないこともある。担任として困ったが学校全体では共有されていなかったケースもあるので、そうしたことを学校全体で共有してもらおうことが一つ。その上で、B君の保護者が自分の子どもはいじめていないと言った場合に、どのような形で理解させ納得させ、子どもを正しく反省に導くにはどうしたらよいかということ、皆で知恵を絞って、指導主事もアドバイスをするといった実践的な研修と考えている。

#### (4) 平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回志願者予備調査について

(説明者：高校教育課長)

「平成28年度公立高等学校入学者選抜に係る第1回予備調査」の結果がまとまったので、御報告申し上げます。

資料は、7ページから15ページである。

資料7ページを御覧願いたい。

「1の調査目的」、「2の調査対象校」については、記載のとおりである。

「3の実施高等学校数・学科数」については、全日制課程では、70校136学科、定時制課程では13

校21学科、合わせて75校157学科での実施となる。

次に、「4の総括」表について、全日制課程の志願者調査では、募集定員14,760人に対して17,937人が志願しており、志願倍率は1.22倍となった。このうち、前期選抜での出願を志望するものは、募集人数4,842人に対して、8,545人で、志願倍率は1.76倍となり、前年度比0.11ポイント上昇している。同じく、定時制課程の調査では、募集定員1,000人に対して300人が志願しており、志願倍率は0.30倍となった。また、このうち、前期選抜での出願を志望する者は、募集人数308人に対して98人で、志願倍率は0.32倍となっている。

続いて、資料8ページから11ページには、「各高校の入学志願状況」を掲載しているのので、後ほど御覧願いたい。

また、資料12ページから14ページには、補助資料として過去5年間の志願倍率等の推移や、今回の調査で志願倍率の高かった学校、学科変更等を行った学校の志願状況をまとめている。

今回の調査は、11月時点における出願動向を把握し、志望校選択や進路指導の参考としてもらうものであるが、今後、1月には、第2回目の予備調査を行い、引き続き、受験生や保護者、関係者への情報提供に努めてまいらる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長

新年度の学科改編で多賀城高校の防災科学科が設置されるが、以前から学校では色々な事業展開をしながら、新しい学科のPRや説明が浸透してきていると思う。

資料13ページにあるように、前期選抜調査によると、募集人数16名に対して志願者31名ということで1.94倍の高い倍率となっているが、この結果をどのように捉えているか伺いたい。

高校教育課長

志願倍率については13ページに記載のとおりである。多賀城高校が開催しているオープンキャンパスや説明会の状況からは、新設学科に対する関心や期待は確実に高まっていると考えている。募集定員を大きく上回る参加者が来ているということであった。

一方で、生徒や保護者が志望校を選択するにあたっては、3年間どのような学びが用意されているかということと、もう一つ大事なのは卒業後の進路についてである。この点について、新設校や新設学科の場合は、実績の見極めができない段階で学校を選択する際の不安要素になっていると感じている。

このあたりが今回影響しており、前期選抜である程度の目的意識をはっきり持ちながら希望する者は1.94倍と高いが、全体の倍率としては1.00倍に留まっている原因であると考えている。

まずは、最初の入学生が入って3年間を過ごし卒業する頃には、そうした評価も高まっていくものと考えているので、入学生にこの学校に入って良かった。この学校を卒業して良かったと思ってもらえるような期待に応える学校づくりを進めていければと考えている。

伊藤委員長

資料14ページには、松島高校観光科の志願倍率が示されており、当初に比べて倍率が上がっているが、学校への評価は高まっているという感覚をお持ちか。

高校教育課長

そのとおりである。志願者調査はいずれも第1回時点の過去3年間分を記載している。最初の1年目は0.35倍、2年目は0.75倍、3年目の今年は0.88倍となっている。第1回時点での調査なので、その後の第2回調査、本出願と進んでいく中で、いずれの年度も募集定員を満たしている状況である。最初の段階から松島高校観光科を考える生徒が、これだけ増えてきていると捉えている。

伊藤委員長

日本三景の松島を抱える地元高校であるので、活躍を期待したい。

佐竹委員

資料7ページの全日制課程の志願者調査について、中学校卒業予定者は減っているにも関わらず、前期選抜の志願者は前年度の7,964人に対して、今年度は8,545人と増えている。意欲を持つ子ども達が増えていると判断して良いと思う。これまで前

期選抜に対しての様々な意見があったが、子ども達が志願者として自分たちで手を上げる人達が増えていると認識して良いと思う。

高校教育課長  
佐竹委員

同様の評価をしている。

本県の生徒達が高校に対して意欲を持ち、その志が表れていると考えると、少しずつであるが本県の学校教育の取組が子ども達に浸透してきていると考えて良いと思う。とても良い事であると思う。しかし、志願者が増えても募集定員が増える訳ではない。全員が入学できる訳ではないので、そうしたケアを各中学校、高校でできちんとしていただき、志を失うことなく、次に繋げられるような向き合い方をしていただければ、来年度以降も増えていくと思うので、是非願います。

#### (5) 平成27年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果について

(説明者：高校教育課長)

平成27年度公立高等学校「みやぎ学力状況調査」の結果がまとまったので、御報告申し上げます。

資料は、16ページと別冊の「みやぎ学力状況調査」である。

資料16ページを御覧願いたい。

「1から4」は、実施概要である。7月上旬から中旬にかけて、県内すべての公立高等学校の2年生を対象とした国語・数学・英語3教科の学力状況調査と、1・2年生を対象とした学習状況調査を実施した。

また、学力状況調査については、基礎・基本の定着を確認するA問題と、応用・発展まで幅広く見るB問題を学校毎に選択して実施している。

「5 学力状況に関する調査結果の概要」については、国語では、漢字等の知識は身に付いているが、論理的に正答を導き出す力に課題。数学では、基礎的な技能の定着は見られるが、条件を読み取り、立式する力に課題。英語では、基本的な知識は身に付いているが、長文の要点や概要を把握する力に課題があるという結果となった。

別冊資料の2ページには、共通問題正答率の教科ごとの分布を、3ページから22ページには、教科ごとの出題のねらい、設問ごとの結果の分析と考察、改善の方向性についてまとめている。

B問題選択者については、各教科ともに、基礎的・基本的な知識及び技能については概ね定着しているものの、これらを組み合わせて思考・活用する力に課題があり、今後の学習指導においては、各教科目標に則した言語活動を適切に位置づけ、授業の構成や指導のあり方を工夫改善していくよう努めていくことが必要であると考えている。

また、A問題選択者とB問題選択者間の正答率の開きが大きく、特にA問題選択者では、基礎基本を問う問題の正答率が、およそ2割～4割程度にとどまっていることなどから、設問ごとの誤答例、誤答傾向について、各校、各担当ごとに、詳細な分析を進め、躓きの状況を確認するとともに家庭学習も含めた指導の改善に役立てていく必要があると考えている。

資料16ページを御覧願いたい。

学習状況等に関する調査結果の概要は「6」に記載のとおりであるが、具体の事柄について何点か、別冊資料を使って御説明申し上げます。

別冊資料の23ページを御覧願いたい。

「(1) 高校卒業後の進路希望」では、「図1」の上段のグラフは、現在2学年の生徒の昨年度(1学年時)からの推移を、下段のグラフは、各年度の2学年時の推移を示している。

本年度の状況は、4年制大学への進学希望者が、50%を超え震災前の水準に回復し、また、進路希望未定者は1年時から半減しており、進路目標の設定が進んでいる様子が窺える。

また、「図2」から「図5」を見ると、進路目標決定者は、未定の者と比べて、学習内容の定着、学校生活に対する意欲や挑戦する気持ち、満足感等がいずれも高く、早い段階から進路目標をもたせることが大切である事が、あらためて確認される結果となっている。

24ページを御覧願いたい。

「(2) 授業理解」については「図6」のとおり、ほぼ半数の生徒が、授業がおおむね理解できていると回

答している。

また、図7、図8の結果からは、授業に「学習目標の提示」や「振り返り」、「発表」や「話し合い」活動等を取り入れている方が、「授業がよく理解できる」と応える生徒の割合が高くなっており、現在、小中学校で、学力向上策として県が推進している『5つの提言』の効果が確認される結果となった。この結果を踏まえ、今後、高校においても、発達段階に応じた、一層の授業改善を進めていくことが必要であると考えている。

25ページを御覧願いたい。

「(3) 家庭学習の習慣」について、図10「家庭学習の仕方」では、「ほぼ毎日」学習する生徒は減り、テスト前や宿題が出たときに学習する生徒が、ほぼ半数を占めている。

「図11」からは、宿題や課題の頻度と正答率には相関があり、その効果が確認できるが、「図12」を見ると、宿題があれば勉強する、宿題がなければ勉強しないというように、生徒の家庭学習が、宿題のあるなしに依存し、受身なものとなっている様子が分かる。

今後は、家庭学習が、主体的・計画的な取組となるように、課題の質・量を工夫することや、具体的な進路目標を立てることで、生徒が意欲的に学習に取組めるよう促していく必要があると考えている。

26ページを御覧願いたい。

「(4) 家庭学習の悩み」については、「図13」にあるように、「集中できない」が最も多く、「長続きしない」を合わせると約半数に達している。

また、「図14 平日に最も時間をかけていること」では、「ゲームやインターネット」、「電話やメール」の割合が高く、「図15」を見ますと、常にスマートフォンを身近に置いて使用し、気にしている様子が分かる。「夜、布団に入ってから」や「勉強中」「食事中」の使用も多く、今後、学習や睡眠、生活習慣への影響が懸念される状況にある。

スマートフォンの使い方については、生徒が自分達の問題として捉え、自らルールを定め、守っていくような話し合いの場を設け、自己指導力、自己管理能力をつけさせるような取組が必要であると考えている。

27ページを御覧願いたい。

「(5) 生活習慣・心身の健康」については、朝食を「必ず取る」「たいてい取る」生徒は約9割、睡眠時刻も約8割の生徒が固定しており、おおむね良好であると評価しているが、「図20」を見ると、「震災後、感情の起伏を抑えられないことがある」等と回答している生徒は、高校生で2割を超えており、震災の影響の現れ方には、個人差があることから、引き続き注意深く生徒の見守りを続けていく必要がある。

28ページを御覧願いたい。

「(6) 志教育」についてである。現在の高校2年生は、志教育の取組が始まったときの小学校6年生であるが、「(ア)」から「(オ)」のグラフのとおり、肯定的な回答の割合は高くなっている。小中学校でも同様の傾向があり、義務教育段階からの系統立てた志教育が確実に定着してきているものと考えている。

29ページを御覧願いたい。

ここでは、高校入試についての調査結果を示しているが、高校生は、現行の高校入試制度について、おおむね肯定的な評価をしていることが窺える。

中学生の主体的な進路選択と目的意識の明確化、学習意欲の喚起等、新入試制度のねらいに沿った効果が表れ、生徒の充実した学校生活につながっているものと考えている。

最後に、30ページを御覧願いたい。

「Ⅲ 今後の取組」について、まとめている。

各学校においては、この調査結果を活用し、家庭と学校との連携を図りながら、「分かる授業」の実践、家庭学習時間の確保、「志教育」の充実等の取組を進めてまいらる。

県教育委員会としても、この調査を今後も継続的に実施して、生徒の実態把握に努めるとともに授業改善や生徒指導に活用し、みやぎの高校生の学力保障と学校生活の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長 資料16ページの「5 学力状況に関する調査結果の概要」について、国語の場合、

論理的に正答を導き出す力に課題があるなど、自分の回答と正答のギャップがある場合は、どのようにして生徒にフィードバックされるのか伺いたい。

また、別冊資料26ページには、スマホ等を使用する場面についての記載があるが、こうしたツールを使うことを否定する訳ではないが、考えながら書いて想像力を働かせるということが欠けると、論理的な思考が身に付きにくくなるのではないかと思うがどうか。

高校教育課長

1点目については、今回は県全体の概況ということで、全体をA問題選択者とB問題選択者に分けて集計を行っている。この調査の本来の活用方法としては、各学校毎の教科担任がそれぞれの生徒に対して、分析を進めながら活用していくという趣旨である。そうした分析ができるよう、県では分析用のシステムを用意して、各学校の教科担任がホストコンピューターにアクセスして、データを抽出しクロス集計なども行えるようになってきている。そうした中で、教科担任が自分の教えている生徒の学習集団としての層をしっかりと把握し、必要があれば個別にその内容をフィードバックするという使い方となっている。

2点目については、昨年はスマホの扱いは大きな社会問題化したこともあり、この部分を中心に報告申し上げたところである。今年は少し押さえた報告となったが、課題として決して改善されたとは考えていない。

生徒の調査を行う中で、スマホ等の使用に関しては、生徒が情報を入手する際の勉強の支援ツールとして活用している生徒も少なからずいることが分かってきた。また最近では、有効なアプリも出てきて、実際に生徒が家庭学習をする上で大変有効な機能を有しているということも確認されている。先程、委員御指摘のとおり、生徒自身が使用するにあたって、そうしたことを自分で判断して制御しながら、必要に応じて使用していくという力を身に付けさせていくことが大事であると感じている。一概にスマホは使用するなど電源は切ることといった指導ではなく、使い方の指導を今後一層進めていく必要があると考えている。

佐竹委員  
義務教育課長

スマホ等の使用に関して、小学校5年生のデータがあるが所持率はどのくらいか。

小学校5年生の資料は今手元にはないが、小学校6年生では約50%、中学校3年生では約75%の所持率となっている。

佐竹委員

先程、高校教育課長から説明があったとおり、使い方の指導をきちんとすることと、買い与える時に使う時のルールを決めておくということを、学校からも指導すべきであり徹底していく必要があると思う。

中学、高校になると部活動などで使用する場面が増えるため、使用に関してのルールなどをまとめた手引きなどがあると良いと思うので、よろしく願います。

高校教育課長

別冊資料30ページの「Ⅲ 今後の取組」の中で、○の4つ目と5つ目の部分が該当するところである。スマホ等の使用も含めた生活習慣の改善については、家庭と学校の連携が一層必要である。特に、生徒同士で話し合う場面や、保護者と話し合う場面を設けて自分たちでルール作りをしていき、保護者と学校が連携して生徒を見守っていく体制を、今後作っていく必要があると考えている。

佐竹委員

今後、色々な意味で重要な位置をしめてくると思うので、連携した体制を強化していただきたい。

別冊資料1ページの「1 学力状況に関する調査」(4)実施内容の中で、学校選択型B問題は、思考力・表現力を問う問題とあるが、思考力・表現力は学力テストでも常に問題となっており、一番重要な部分であると思う。いろいろな事を伝えるのは表現力であり、コミュニケーションの基本なので、義務教育段階からきちんと指導していく必要がある。ここをきちんと伝えていかないと、いじめなどでも把握できなかつたり表現できなかつたりして、子どもたちが成長していく中で非常に重要な位置をしめていると

思う。授業等の中で、書くことや表現すること、発表等を日常的に行っている学校は、良い方向に進んでいるということが顕著に表れているので、そういう機会を学校現場でどんどん増やしていただき、子ども達の表現力を育成していただきたい。

高校教育課長

委員御指摘のとおりである。別冊資料3ページからは国語についての詳しい分析を記載している。はじめに出題のねらい、設問毎の考察なども記載し、誤答の傾向や力を入れていくべき点などについてまとめている。6ページには、全体を通じての共通の分析と課題、改善の方向ということでまとめている。国語であれば、〈言語事項〉〈現代文〉〈古典〉のそれぞれについての課題を大きく一つ取り上げ、どのように改善を進めていくかなど留意事項も含めてまとめている。

こうした内容については、実態把握と分析については各学校の教科担任が責任を持ってきちんと進めていくことが大事であるが、その上でどのような形で授業を構成していくのか、どのような内容を盛り込んでいくのか、どのように教えていくのかについては、教育委員会として責任を持って、伝達や講習、研修などを行っていくべき部分であると考えている。県教委や研修センターなどが主催する研修会や事例発表会などで、様々な機会を捉えて、伝えてまいりたいと考えている。

佐竹委員

日常的に発表などをしていて、良い方向に進んでいる学校での授業内容を紹介するなど、それらを踏まえた授業内容となるよう伝えていただきたい。

遠藤委員

30ページの今後の取組の中に、「アクティブ・ラーニング」を取り入れるとあるが、どのような学習方法を取り入れるのか伺いたい。

高校教育課長

これまでの伝統的な学校の教員が教科書を使用して解説するという講義形式の授業から脱して、生徒参加型の授業にしていくというものである。改めて生徒が主役となる生徒が授業に参加していると意識を持てる授業の構成に、授業の内容そのものも変えていこうという取組である。話合いの活動を設けたり意見発表の場があったり、プレゼンテーションソフトなどを使用して自分が調べてきたことを皆の前で話合うなど、そうした活動を多く取り入れる事によって、先程の義務教育課のいじめの報告にもあったが、生徒が授業の中で自分がそこにいるという安心感と充実感を持って授業に取り組むことができ、それが学力の向上にも繋がっていくものと考えている。

遠藤委員

その上で今の子ども達の状況を見ると、例えば26ページの「図13 家庭学習の悩み」では、集中できない、計画が長続きしないとあり、「図14 平日に最も時間をかけていること」では、テレビやビデオ、インターネット、電話やメールなどの割合が非常に高く、いずれも受け身の媒体を相手に過ごしている時間が長いということである。

一方、読書は3%位で推移しており、アクティブ・ラーニングの基本となる意見を述べたり、調べたり、資料を集めて分析したりするという力が弱くなっていると思う。

伸ばしたい力を元に、生徒の平日の時間の使い方や家庭学習の取り組み方などを分析して、学校としてもどのような力を伸ばしたいのか考えながら、授業に取り組んだり課題を出したりすることが必要であると思うがいかがか。

高校教育課長

委員御指摘のとおりである。25ページに「図11 宿題・課題の頻度と問題正答率」のところでは、宿題が多くでてきちんとこなしている生徒は成績が良いという効果を示しているが、一方「図12 宿題・課題の頻度と家庭学習時間」のところでは、宿題があれば勉強はするが、宿題がでないと63%の生徒は勉強しないと答えており、学習が受け身となっている。

今後の指導として、宿題・課題を出すことが悪いわけではなく効果もあるので今後も続けていくが、出し方の工夫が必要で量を出せば良いということではなく、宿題・課題の質を吟味していく必要があると考えている。作業を消化して終わるような宿題ではなくて、自分の調べの学習や自発的な学習に繋がるような課題の出し方、さらに授業との関係において見直していく必要があると考えている。授業と家庭学習の関係をもう一度

見直して、家庭学習が受け身にならないような工夫をしていく必要があると考えている。

佐竹委員

私が一番悲しいと思うのは、家庭学習の悩みで、方法が分からないということである。宿題や課題が出れば勉強するが、他に何をやったら良いか分からない。どんなに家庭学習をしようと言っても、何をすればよいか分からないということで、糸口となるものを示していくことが大事なのではないかと思う。ここを放置することによって一番問題があると思う。先生方の手腕で自発的な学習を促すために仕掛けの工夫をしていただきたい。

高校教育課長

この調査項目は高校2年生の調査である。この時点で自分なりの学習方法、習慣が身に付いていないということは大変残念である。方法が分からないという回答にはなっているが、学習に対する姿勢や意欲が影響し、やる気が起きないということであると受け止めている。

25ページの下に参考として、中2と小5のグラフを記載している。「将来の夢や目標を持っているか」と「自分で計画を立てて勉強しているか」の設問をクロス集計すると、やはり夢や目標、希望を持っている人ほど受け身にならずに主体的な学習をしている事が分かる。23ページの進路希望調査の結果からも、目標を持っている子と持っていない子で比較すると、図3や図4の学校生活に対する意欲も有意な値が出るし、学校生活全体の満足度や充実感も高いという結果が読み取れる。この2つは同じ事を表しているものであると考えている。

技法的な部分としては、我々がいかに生徒に対して主体的な学習に結びつけるかの話であるが、もう一つ大事なことは、やはり志教育をきちんと進めながら生徒に自分の目標や目的をきちんと持たせるということである。それが学習に向かわせる力になると考えている。学力向上については、学力向上と志教育の2つを進めていくことによって、本当の意味での進路の自己実現や学力向上に繋がっていくものと考えている。

佐竹委員

学力向上と志教育は両輪であると思う。志教育として自分の目標や方向性を見いだすような努力も大事であるし、それに向かうための方法をアドバイスすることも大事であると思う。1人でも多くの子供たちが、志を高く持って、何をしたらよいか分からないと言わないような高校生になっていただきたいので、小学校の段階から色々な呼びかけなどを通じて御指導いただきたい。

## (6)「みやぎの協働教育に係る懇話会」の意見書について

(説明者：生涯学習課長)

「みやぎの協働教育に係る懇話会」の意見書について、御報告申し上げます。

資料は、17ページから20ページ及び別冊資料である。

「みやぎの協働教育に係る懇話会」の設置については、昨年7月25日開催の教育委員会定例会において御報告申し上げたところであるが、6回の審議を経てまとめたいただいた意見書が、去る10月27日に、本懇話会の座長である水谷修 東北学院大学教授から高橋教育長に提出されたので、その概要について御説明申し上げます。

資料17ページを御覧願いたい。

本意見書の趣旨については、「はじめに」に記載のとおり、協働教育が本県の施策として推進されるようになって10年が経過し、さらに、東日本大震災によって子どもを育てる環境が大きく変化したことなどから、県内各市町村や小・中学校、コーディネーター等へのアンケート調査結果や聴き取り調査結果なども踏まえ、今後の協働教育のあり方とそれを具現化するための方策をまとめたものである。

「1 これまでの『みやぎの協働教育』の取組」については、平成17年度から開始した本県の協働教育の取組とその成果及び課題についてまとめられている。

そのうち資料18ページの「(3)『みやぎの協働教育』の課題」としては、「①現代的課題」及び「②本県におけるこれまでの取組からの課題」という2つの視点からまとめられている。

資料19ページを御覧願いたい。

これらの内容を踏まえて、「2 これからの『みやぎの協働教育』が目指す方向性」においては、「(1) コミュニティづくり・地域おこしの核となる協働教育の推進」、「(2) 学校教育支援の充実」、「(3) 家庭教育支援の充実」という3つの視点から提言がなされている。

資料20ページを御覧願いたい。

「3 『みやぎの協働教育』の仕組み・組織において充実すべき事項」においては、「(1) コーディネート機能・推進組織の充実」、「(2) 研修・交流の充実」という2つの視点から提言がなされている。

意見書の概要については以上のとおりであるが、県教育委員会としては、今後、関係課室及び各教育事務所とも連携し、意見書の内容を踏まえたアクションプランを作成するとともに、協働教育のさらなる充実に向けた取組を進めてまいる。

また、本県で進めている協働教育は、市町村教育委員会が主体となって、主に各小・中学校を舞台に行われていることから、関係者に対し本意見書の主旨について、様々な機会を通じて説明を行い、十分理解を深めていただけるよう努めるとともに、協働教育事業の推進や施策の立案に活用していただけるよう取り組んでまいる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員長

この意見書はどのように反映されるのか。説明の最後にアクションプランを作成するとあったが、年次のスケジュール等について伺いたい。

生涯学習課長

意見書の内容には、すぐに実現できるものとできないもの、生涯学習課単独で取り組めるもの、関係課室との調整・協議を要するもの、市町村への理解を求めていくものなど様々である。中には、関係者の意見をさらに聞いて深掘りしていくものなどもあり、実現可能なものについては来年度から取り組んでまいるが、順次、できるものから取り組んでいくこととしており、特にいつまでという年次は決めていない。

佐竹委員

また、先程、教育長報告であった第2次教育振興基本計画の策定も進んでいくので、それに反映されるような形で進めてまいりたい。

アクションプランの完成を楽しみにしている。

資料20ページの「(2) 研修・交流の充実」の中で、①教職員の協働教育に対する理解向上については、防災主任やいじめ対応の教員が中心となって対応していくものと思う。学校現場だけではなく地域ぐるみで取り組んでいくということを強調するためには、研修の充実も必要であるが、改めて研修としなくても、教員1人1人の意識が、学校は校内だけではなく、地域に支えられて頼っても良いという考えに、自然とできていくようなアプローチを構築していただきたい。

学校は地域の中の一部であり、家庭・地域・学校が連携して協働教育を推進していくためには、それぞれが互いに一緒に子ども達を守っていこうという理解が向上するような取組をしていただきたい。是非、開かれた学校を具現化していただきたい。

生涯学習課長

県内全ての小中学校には、防災主任が配置され、拠点となる小中学校には防災主幹担当教諭が配置されている。業務を進める上では、当然、地域との連携が必要になってくることから、既に学校においては地域との窓口ができていているという見方もできると思う。

一方、地域においては、平成17年度から宮城県では協働教育を進めてきているが、中でも平成23年度から始まった市町村で実施しているプラットフォーム事業の中で、PTAや学校、ボランティアなどの関係者が集まる推進協議会があり、それぞれ組織としてはある程度できているので、そこをいかに連携を図っていくかが一番の鍵であると考えている。特別なことを改めてやるというよりは、既存の組織を上手く組み合わせていくのかといった視点を大事に、委員からいただいた意見も踏まえて進めてまいりたい。

佐 竹 委 員 「③交流の場の拡大」についても、これまで話してきたことが具現化していて、地域ぐるみで子ども達に向き合っていることは嬉しく思う。

県では協働教育を積極的に進めているということを、地教委を通して各学校現場や公民館などでも把握できるような情報提供やアプローチをしていただき、県内が一つにまとまるような「みやぎの協働教育」が推進していければ良いと思う。

「3 『みやぎの協働教育』の仕組み・組織において充実すべき事項」についても、実際に具現化しているものもある。全てがすぐに実現できなくても、長い期間できちんと子ども達を守り育て、皆が幸せになるという、素晴らしいコーディネートができていくと思うので、それぞれの事業が具現化していくことを切望する。

#### 1 1 資料（配付のみ）

- （1）教育庁関連情報一覧について
- （2）宮城の防災教育だより（第4号）について
- （3）平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

#### 1 2 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成27年12月18日（金）開会とし、開始時間については議事が確定次第、追って連絡する。

#### 1 3 閉 会 午後4時31分

平成27年12月18日

署名委員

署名委員